

特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づき、特別支援学級等へ就学する児童または生徒の保護者に対し、鯖江市が奨励費を支給すること（以下「就学奨励」という。）により経済的負担を軽減し、教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学奨励の支給対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の小学校または中学校の特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者
- (2) 市内の小学校または中学校に在籍する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する児童または生徒の保護者

(申請および認定)

第3条 就学奨励費を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、就学する学校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第1号）
- (2) 所得証明書（同居者で収入のある者全員）
- (3) 前2号に規定する申請書の提出期限は毎年度6月末日とし、以降はその都度とする。
- (4) 教育委員会は、次条において規定する認定基準により認定する。

(認定基準)

第4条 第2条に規定する対象者で、その世帯の所得が、文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費の需要額測定により、一世帯の年間所得額合計（月額に換算）が、需要額の2.5倍未満の者を認定とする。

2 認定基準は、次の算式により算定する。

$$\frac{\text{一世帯の年間所得額合計} - \text{社会、生命、損害保険料（月額に換算）}}{\text{需要額（特別支援教育就学奨励費の需要額測定に準ずる。）}}$$

(認定通知)

第5条 教育委員会は、特別支援教育就学奨励費支給認定者（以下「認定者」という。）として認定したときは、特別支援教育就学奨励費支給認定通知書（様式第2号）を、学校長を経由して認定者に通知するものとする。

(委任)

第6条 認定者は、児童または生徒が在籍または通級する学校の学校長を代理人と定め、認定が継続する期間、就学奨励の支給費目に係る請求に関する権限を委任することができるものとする。

2 前項の委任に当たっては、認定者は、前項の学校長を通じて教育委員会に委任状（様式第3号）を提出するものとする。

(支給方法)

第7条 教育委員会は、奨励費の支給について、認定者から前条の委任状を徴し、口座振込または学校長を経由して支払う方法により支給するものとする。

(認定取消および辞退)

第8条 特別支援学級等へ就学する児童または生徒が、転出、死亡等により奨励費を必要としなくなった場合、保護者は特別支援教育就学奨励費認定辞退届（様式第4号）を、学校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

(奨励費)

第9条 奨励費は、次のとおりとする。

(1)学用品費等

ア 学用品または通学用品購入費

イ 新入学児童生徒学用品または通学用品購入費

ウ 通学費（片道の通学距離が児童にあつては4 km以上、生徒にあつては6 km以上の者で、公共交通機関により定期通学している者）

(2)修学旅行費等

ア 修学旅行費

イ 校外活動等参加費

(3)学校給食費

(4)学用品費等および学校給食費は各学期の終わりの月に支給する。また、修学旅行費等は事業終了後、修学旅行費に関する諸経費の報告書（様式第5号）により支給し、校外活動等参加費は、校外活動費（宿泊を伴わないもの）に関する諸経費の報告書（様式第6号）および校外活動費に（宿泊を伴うもの）に関する諸経費の報告書（様式第7号）により支給する。

(区域外就学奨励費)

第10条 第2条の規定にかかわらず、区域外就学児童生徒に係る奨励費は、次のとおりとする。

(1)学用品費等および修学旅行費等は、市内に住所を有し、市外の小学校または中学校に通学する者に支給する。

(2)学校給食費は、市内の小学校または中学校に通学し、市内に住所を有しない者に支給する。

(返還)

第11条 教育委員会は、認定者が偽りその他不正の申請に基づき援助費の支給を受けたときは、認定を取り消すとともに、既に支給した援助費の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。